

16. 不良債権のオフバランス化の実績 【三井住友銀行単体】

(金額単位 億円)

【上期実績】

	19年3月末	19年度			19年9月末
		上期増減	新規発生額	オフバランス化額	
破産更生等債権	1,089	4	341	△ 337	1,093
危険債権	3,001	403	1,412	△ 1,009	3,404
合計	4,090	407	(注1) 1,753	△ 1,346	4,497
うちオフバランス化につながる措置額(注2)	809				947

要因別内訳 (注3)	清算型処理	△ 97
	再建型処理	△ 274
	再建型処理に伴う業況改善	—
	債権流動化	△ 460
	直接償却	389
	その他	△ 904
		うち回収・返済等
	うち業況改善	△ 119
合計	△ 1,346	

【下期実績】

	19年9月末	19年度			20年3月末
		下期増減	新規発生額	オフバランス化額	
破産更生等債権	1,093	85	377	△ 292	1,178
危険債権	3,404	616	2,417	△ 1,801	4,020
合計	4,497	701	2,794	(注1) △ 2,093	5,198
うちオフバランス化につながる措置額(注2)	947				1,028

要因別内訳 (注3)	清算型処理	△ 221
	再建型処理	△ 65
	再建型処理に伴う業況改善	—
	債権流動化	△ 330
	直接償却	460
	その他	△ 1,937
		うち回収・返済等
	うち業況改善	△ 784
合計	△ 2,093	

(注1) 上期に新規発生した先で下期にオフバランス化した額は、それぞれに計上されており、その金額は847億円。

(注2) オフバランス化につながる措置とは、法的整理、法的整理に準ずる措置、グッドカンパニー・バッドカンパニーへの会社分割、個人・中小企業向け小口債権の部分直接償却、企業の再生等を信託の目的とし信託終了までにオフバランス化が図られるRCCへの信託を指す。

(注3) 1. 「清算型処理」とは、清算型倒産手続(破産、特別清算)による債権切捨て・債権償却をいう。

2. 「再建型処理」とは、再建型倒産手続(会社更生、民事再生、和議、会社整理)による債権切捨て、特定調停等民事調停による債権放棄及び私的整理による債権放棄をいう。